

令和6年4月に市立小・中学校に入学される
お子さまの保護者の皆様へ

就学援助制度 新入学児童生徒学用品費

入学前支給の申請について

遠野市教育委員会

令和6年4月に遠野市立小・中学校に入学される予定のお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的な理由によりお困りの保護者の方を対象に、就学援助制度のうち「新入学児童生徒学用品費」を、入学前に支給できる制度です。

入学前支給を希望される方は、遠野市教育委員会に申請書を提出していただき、認定を受ける必要があります。詳しくは、以下をご覧ください。

また、ご不明な点がありましたら、遠野市教育委員会にお問い合わせください。

1 支給対象となる方（保護者）

次の(1)～(3)の全てに該当する保護者の方が支給対象となります。

- (1) 令和6年4月に遠野市立小・中学校に入学する予定のお子さまがいる。
- (2) 令和6年2月1日現在で、遠野市に住民登録をしている。
- (3) 遠野市の就学援助制度の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する。

※保護者と同居している家族（住民票上同一世帯に含まれる方、世帯分離している同居者の方、単身赴任中の保護者も同一世帯とみなします。）の総所得が、遠野市の定める認定基準（生活保護基準の1.3倍未満）となる場合）

2 支給額、支給時期及び支給方法

- (1) 支給額

新小学1年生…1人	54,060円	新中学1年生…1人	63,000円
-----------	---------	-----------	---------

※令和5年度の支給額になります。制度改正等によって支給額が変わる場合があります。

- (2) 支給時期 令和6年3月上旬（予定）
- (3) 支給方法 保護者の口座へ振り込みます。

3 申請方法・申請受付期間

- (1) 申請書に必要事項を記入の上、遠野市教育委員会に郵送又はご持参ください。※申請書等は、遠野市教育委員会事務局で配付します。また、市ホームページへ掲載します。
小・中学校での、申請書の配付・受付は行いませんのでご注意ください。
- (2) 申請受付期間は、令和6年1月4日（木）から2月1日（木）までです。
※郵送で提出する場合は、2月1日（木）必着でご提出ください。
- (3) 申請書は、必ず申請受付期間内に提出してください。
※現在、就学援助制度の認定を受けていなくても申請することができます。

裏面も必ずお読みください。

4 認定の可否の決定

遠野市教育委員会において、申請書の内容の審査を行い認定の可否を決定します。
認定の可否については、申請者全員に文書でお知らせします。（令和6年2月下旬予定）

5 注意事項【必ずお読みください。】

- (1) 生活保護を受けている方につきましては、生活保護費（教育扶助）から、「新入学児童生徒学用品費」に相当する額の支給が行われるため支給対象外となります。
- (2) 「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を受けた場合であっても、令和6年度に就学援助制度をご希望する場合には、令和6年2月～3月の間に、別途就学援助制度に係る申請をしていただく必要があります。

令和6年度の就学援助制度の申請等につきましては、後日学校から文書でお知らせします。

- (3) 入学前支給を受けた方につきましては、令和6年度における就学援助制度では、「新入学児童生徒学用品費」は支給対象外となります。

なお、入学前支給の申請を行わなかった場合は、令和6年度に就学援助制度の申請をし、年度当初（4月）に認定を受けたときに「新入学児童生徒学用品費」を支給します。
（令和6年5月支給予定）

- (4) 入学前支給を受けたのち、令和6年3月31日までに市外に転出された場合であっても、原則として「新入学児童生徒学用品費」の返還は求めません。ただし、転出先の市町村に、当市で入学前支給を受けた旨をお知らせする必要がありますので、他市町村への転出の予定の有無について、申請書に必ずご記入ください。

【申請書の配付場所・提出先、問い合わせ先】

〒028-0515 遠野市東館町8番12号 遠野市役所 東館庁舎2階
遠野市教育委員会事務局 学校総務課 電話 0198-62-4412

【市ホームページ】 <https://www.city.tono.iwate.jp>



遠野市公式HP
（就学援助制度）